

労働関係法改正のポイントと企業対応術

『法改正に伴う労務管理への影響を考え、
実務対応を見直してトラブルを未然に防ぐ』

改正高齢者雇用安定法の改正に伴い、平成25年4月から定年退職後の継続雇用の対象者を限定できる仕組みが廃止され、原則として65歳までの雇用確保が企業に義務付けられました。これをはじめとして、労働契約法改正・厚生年金法改正・派遣法改正・障害者雇用促進法改正等、労働諸法令が大きく改正され、今後の企業経営に与える影響が大きく、企業もその対応に追われています。

さらに、近年数々の労働提訴問題に発展するケースも多くなっていることから、トラブルを回避するためにも、改正内容をご理解いただくとともに、就業規則・賃金等の見直しをはかる上での実務ポイントについてわかりやすく解説します。

講師 ^{いー}李 ^{よんひゃん}怜香 氏

李社会保険労務士事務所 代表

社会保険労務士



外資系企業の総務等を経て独立、1999年に李社会保険労務士事務所を開業。自身の事務所を経営する傍ら大手社労士事務所に5年間勤務して常時30社以上の顧問先を担当し実務経験を積む。5年の経験時に『10年選手の社労士同等の実力がある』と所長に認められ、退職した。その後中小企業の労務相談を受ける中から、社員のメンタルヘルスが経営に与える影響を実感し、産業カウンセラー資格を取得、メンタルヘルスとコミュニケーションの分野も得意とする。

日時 ▶ 平成25年 **8月7日(水)**

午後 **1時30分**～午後 **4時30分**

会場 ▶ **三沢市総合社会福祉センター**
(三沢市幸町三丁目11-5)

受講料 ▶ **無 料**

定 員 ▶ **50名**(定員になり次第締切)

申込方法 ▶ 受講申込書に記入の上、7月31日(水)までに
下記申込先にお申込み下さい。
TEL0176-53-2175 / FAX0176-53-2766

主 催 ▶ **三沢市商工会**

講 座 内 容

- ① 高齢者雇用安定法改正
希望者全員の65歳までの雇用へ
- ② 労働契約法改正
有期労働契約5年経過での無期労働契約へ
- ③ 厚生年金法改正
パートタイマーへの社会保険拡大
- ④ 派遣法改正
日雇い派遣の禁止
違法派遣へのみなし申し込み制度
- ⑤ 障害者雇用促進法改正
法定雇用率の引き上げ
今後は精神障害者の雇用義務化
- ⑥ その他の関連事項
精神疾患対策における過重労働およびハラスメント対策の重要性

三沢市商工会総務課 行(FAX53-2766)

平成25年 月 日

『労働関係法改正のポイントと企業対応術』受講申込書

事業所名			TEL	
事業所所在地				
受講者氏名	1)	3)		
	2)	4)		